

法人設立フロー説明書

公証人役場における定款認証手続き時

発起人（株主）が個人の場合

1. 申請人_____氏

設立法人の定款認証委任状に署名の上で、香港の日本領事館において本人のサインである事を証明するサイン証明書×1通（印鑑証明書の代替書類）を取得。

2. 本邦銀行口座管理人

本邦銀行口座管理人が設立する法人の株式を1株以上（発起人として）出資して、当該法人の資本金受入口座を作成する（法人設立後は速やかに法人名義の金融機関口座を作り、資本金を移動する）

定款認証委任状に署名の上で、印鑑証明書を添付する。

発起人（株主）が法人の場合

法人の定款や、法人登記事項全部証明書に替わる香港における書類（ ）を添付（要日本語訳）して、法人の代表取締役（申請人_____氏）が在香港日本国総領事館において設立法人の定款認証委任状にサインして、本人のサインである事を証明するサイン証明書（印鑑証明書の代替）を取得。

※サイン証明書は発起人となる法人の数分が必要となります。

日本の公証人役場において設立法人の定款の認証手続きが完了

法務局における法人設立登記の手続き時

1. 発起人全員の同意を証する書面（割当株式数と払込金の決定書面）

申請人_____氏

本邦銀行口座管理人

他（発起人に法人を含む場合）

2. 代表取締役就任承諾書にサイン（捺印）

※ 申請人_____氏は、就任承諾書に署名した事を証明するサイン証明書を添付。

3. 本邦銀行口座管理人名義の銀行口座に各発起人の名義で資本金を振り込む。

4. 払込みがあった事を証する書面に設立時代表取締役（申請人_____氏）が署名する。

申請人_____氏

その他、以下の書類にサインする（申請人_____氏）

登記申請委任状

印鑑カード交付申請書

印鑑届出

設立法人の設立登記が完了

必要手続き、書類のまとめ

申請人_____氏

当事務所より送付する書類（定款認証委任状、発起人全員の同意を証する書面、代表取締役・取締役就任承諾書、印鑑カード交付申請書、印鑑届出書、その他、）に署名+サイン証明書×2通

本邦銀行口座管理人

当事務所より送付する書類（定款認証委任状、発起人全員の同意を証する書面、）に実印で押印+印鑑証明書×1通

申請人_____氏の法人を発起人に含める場合

別途、当事務所より送付する書類（定款認証委任状、発起人全員の同意を証する書面、その他、）に申請人_____氏が署名+サイン証明書×各1通

法務局に届け出る法人の実印で押印する書類

払い込みがあった事を証する書面、登記申請委任状

行政書士しんたに法務事務所

〒616-8003 京都市右京区龍安寺池ノ下町 5 番地 2

TEL 075-464-4672

<http://www.legal-kyoto.com>

洛央総合事務所

〒604-0974 京都市中京区柳馬場通丸太町下る 4 丁目 185 番地

TEL 075-231-3523

FAX 075-222-0120

<http://rakuoh.com>

Copyright 2016 行政書士しんたに法務事務所. All Rights Reserved